

静岡県立浜松東高等学校同窓会「東風会」会則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立浜松東高等学校同窓会「東風会」とする。
総称は「東風会」とする。

(事務局)

第2条 本会は、事務所を静岡県立浜松東高等学校内に置く

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、その発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会員親睦の為の事業
- (2) 母校後援の為の事業
- (3) 会員名簿の作成もしくは発行
- (4) その他、理事会で必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会の会員は、普通会员と特別会員とする。

- (1) 普通会员は静岡県立浜松東高等学校卒業生とする。
- (2) 特別会員は、母校の教職員および旧職員、その他母校に縁故のある者で
会員の推薦によって理事会の承認を得た者とする。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 会計 | 若干名 |
| (6) 顧問 | 1名 |
| (7) 相談役 | 若干名 |
| (8) 評議員 | 2名以上 |
| (9) 学校運営協議会委員 | 1名 |

(役員を選任・任期)

- 第7条
1. 名誉会長は、静岡県立浜松東高等学校現職学校長を推薦する。
 2. 会長・副会長・監事は、総会で評議員の中より選出する。
 3. 理事は、評議員および特別会員より会長が指名する。
 4. 会計は、会長が委嘱する。
 5. 顧問および相談役は、普通会员の中より会長が委嘱する。
 6. 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第8条
1. 会長は、本会を代表し本会を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し会長が職務継続不能時の場合は、これに代わるものとする。
また各専門部の業務の補助を行なう。
 3. 監事は、本会の事業全体を監査する。
 4. 会計は、本会の会計処理を行ない、予算書・決算書を作成する。
 5. 顧問および相談役は、本会の重要な事項について会員からの相談に応じる。
また会長の諮問に応じる。
 6. 評議員は、各専門部を構成し本会の事業活動を行なう。
 7. 学校運営協議会委員は母校の運営協議会に参画し本会との連携を図る。

(機関)

- 第9条
1. 会議は通常総会(臨時総会)・理事会・および役員会とする。
 2. 会議の議長は会長とする。
 3. 会議の決議は出席者の過半数をもってとし、可否同数の場合には議長の判断に決するものとする。
 4. 総会は本会の最高機関であり、通常総会は年1回開く。
必要に応じて臨時総会を開くことができる。
総会においては次の事項を審議する。
 - (1) 予算・決算
 - (2) 事業年次計画および報告
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の制定・改廃
 - (5) その他重要事項
 5. 理事会は会長の諮問に応じ、事業を企画運営する。
 6. 役員会は総会提出の議題の審議、総会より委任された事項の処理に当り緊急の場合は総会の代議機関となる。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金・終身会費およびその他の収入による。

第11条 普通会員は入会に際し、入会金および終身会費を納入するものとする。
金額は別に定める。(細則の3)

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

帳簿

第13条 本会に下記の帳簿を備える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 会議録
- (4) 会計簿
- (5) その他必要とする認める帳簿

第14条 死亡弔慰金規定を定める。

第15条 本会則の改廃は役員会の議を経て、総会において決定する。

付則

1. 本会則は、昭和49年3月1日より施行する。
2. 本会則の実施に必要な細則は、理事会・役員会の議を経て会長が定める。
3. 本会則は、平成29年9月1日より一部改正施行する。
4. 本会則は、令和3年6月5日より一部改正施行する。
5. 本会則は、令和4年6月4日より一部改正施行する。

細則

1. 会則第6条 第8項 の評議員は、卒業時の各HRより2名以上を選出する。
2. 会則第9条 第2項 の通常総会は、会計年度終了から3か月以内に開催する。
3. 会則第11条 の入会金は2,000円、終身会費は8,000円とする。